

1. 日時

平成 26 年 12 月 26 日(金) 13 時 30 分～14 時 45 分

2. 場所

高知県庁本庁舎 3階 第二応接室

3. 出席者

- 審査会委員 : 池田委員、加藤委員、近藤委員
- 知事部局 : 小谷総務部長、澤田人事課長
- 公営企業局 : 浅野次長(総括)
- 教育委員会 : 教育政策課 中平課長補佐
- 警察本部 : 監察課 上杉次長、森田第二係長
- 事務局 : 人事課 笹岡課長補佐、森木チーフ(人事担当)、東崎主幹

4. 会長互選

5. 議事

高知県職員倫理条例の見直しについて(贈与等報告の要件)

6. 質疑概要

**対象者要件について**

【事務局案: 管理職手当受給職員から課長補佐・次長級以上の職員へ範囲を拡大】

委員 : 贈与等報告の対象者を課長補佐・次長級に引き下げることによって、対象人数はどのくらい増えるのか。

人事課長 : 知事部局でいうと、対象者は約1.9倍となる。

委員 : 新たに対象となる職員は、具体的にはどういった権限を持っているのか。

人事課長 : 会計処理で、課長の代理で決裁する代決権を持っている。事務処理上、課長不在時に課長に命ぜられて代決できるという権限はある。

事務局 : 代決以外にも、例えば会議室を借りた時の支払いなど、包括的に課長から事前に権限を認めてもらっているものに関しては、課長補佐が1件1件について決裁することができる。

委員 : 今の対象者は対外的な決裁権限を持っているから、県民に不信に思われることのないように報告をしているのは分かる。第一線で働いている職員が働きやすい環境をつくるのが大事であり、私は現行の範囲で十分ではないかと思っている。何も悪いことをしているわけではないので、対外的な権限を持っていない職員にまで対象を広げる必要はないのではないか。

総務部長 : 今回新たに対象に含めようとしている課長補佐・次長級の職員は、必ずしも内部処理の権限だけではない。対外的な支払いの権限もある。そもそも、利害関係者からの贈与等の受領は管理職であれそうでなくても当然禁止されていることで、利害関係者

でない方から何かしらの贈与等を受けた時、県民に不信を抱かせることのないよう、報告を求めているもの。今回対象範囲を広げたとしても、その届けを出してもらっただけの話。管理職になったから以前のようなお付き合いはできないなどといったことはないはずの話で、職員が萎縮するのではという懸念も出ていたが、そんなことはないと思っている。

委員：職員はこの基準に基づいて行動しているわけで、その範囲内において一定基準以上のやり取りについては県民に知らせていると解釈している。大事なのは、職員がその基準に基づいて行動するというのを組織として推し進めること。対象範囲を広げる等の話しではないのではないか。

## 提出要件について

【事務局案：報告期間中(四半期毎)同一相手先からの受領額の合計が5,000円を超える場合を含むに範囲を拡大】

委員：今までの報告の中で、1件2万円以下の贈与等を四半期の範囲内で複数回受けている例はあるのか。

総務部長：地元紙のコラムのようなものへ定期的に執筆をしており、1箇所あたり1万3,000円を毎月受領していたケースがある。当然贈与等報告の提出があり、倫理審査会にもお示ししているが、2万円を超えないものなので、閲覧の対象とはなっていない。トータルで10万円を超えている。

現行の運用で、今実際に困ったことが起こっているわけではないが、5,000円以下については制度上報告の必要がないため誰も把握できない部分があるから、複数回の場合を入れてもよいのではないかと考えている。

委員：細かい話になるが、例えば100円の贈与を受けた時、それを一回一回メモして積み重ねていく必要があるということになる。

委員：5,000円というのは、国が線引きして全国で通用しているもの。現行どおりでよいのではないかと。一番大事なのは、これが行動規範ということで、違反を見つけるためのものではない。

## 閲覧要件について

【事務局案：報告期間中(四半期毎)同一相手先からの受領額の合計が2万円を超える部分を含むに範囲を拡大】

総務部長：閲覧要件に関しては、報告がある分はチェック機能が働いているわけなので、変える必要はないのかもしれない。

委員：適正な事務執行のためにも適正な範囲で行動をすれば、何ら不信を抱かれる必要はない。その範囲で説明をしっかりとするという方向で実施していけばよいのではないかと。

## その他の意見

委員：国の考えに準拠で十分ではないかと思う。改正をすることで、どのように職員の士気が上がるのか。そこが大事。ルールはできるだけ簡素化して、職員を信頼するという方が、はるかに有意義であると思う。そして何か不祥事が発生したときに、改めて見直し、職員に周知するという流れの方が有意義だと考える。

委員：一番大事なのは、襟を正す規定があり、そこに向けて行動するということ。

以上